

入札説明書

令和8年7月27日さいたま市告示第1229号（以下「告示」という。）により告示した「さいたま市一般廃棄物（可燃物）収集運搬業務（西・大宮・北区）」及び「さいたま市一般廃棄物（可燃物）収集運搬業務（岩槻区東地域）」の入札については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市入札参加資格者名簿(物品等)（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「建築物管理」で登載され、かつ、さいたま市内に本店又は主たる事務所を有する者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) さいたま市西区、北区、大宮区（ただし大原6丁目及び7丁目を除く。）、見沼区又は岩槻区において、家庭系一般廃棄物収集運搬業務（家庭ごみの収集所から収集する業務）の契約実績を有する者であること。
- (5) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合にあっては、その組合員が同一入札に参加しないこと。
- (6) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (7) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

2 入札説明書等に関する質問及び回答

告示、入札説明書及び仕様書等の内容に関する質問がある場合は、質問書を提出すること。

(1) 質問の提出先

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課
電子メール haikibutsu-taisaku@city.saitama.lg.jp

(2) 質問の様式

質問は所定の様式を用い、電子メールに添付して 2(1)のアドレス宛に送信すること。
また、電子メールのタイトルは、「さいたま市一般廃棄物（可燃物）収集運搬業務（西・大宮・北区）」又は「さいたま市一般廃棄物（可燃物）収集運搬業務（岩槻区東地域）」とすること。

(3) 提出方法

電子メール

(4) 提出期間

令和 8 年 8 月 1 0 日（月）午後 4 時まで

(5) 質問の到着確認

必ず到着確認の電話を告示 4(3)の連絡先まですること。

(6) 質問に対する回答は、全入札参加者へ令和 8 年 8 月 1 4 日（金）午後 5 時までに電子メールで回答する。

(7) 再質問

実施しない。

3 競争入札参加資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する件名ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

（ア） 欠格条項に該当しない者である旨の申出書

（イ） ごみ収集運搬業務契約書の写し（過去 1 年分）

（ウ） 定款及び商業登記事項証明書

（エ） 直前 3 年間の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）

(2) 受付期間

告示の日から令和 8 年 8 月 1 0 日（月）まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く午

前 9 時から午後 4 時までとし、郵送の場合は、受付期間内必着とする。)

(3) 受付場所

告示 4 (3)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。)

4 最低制限価格の設定

本入札は、競争入札に付する件名ごとに最低制限価格を設定する。入札にあたり、次の事項を熟知し参加すること。

(1) 最低制限価格を設定しているので、入札書の記載は注意した上で入札すること。

(2) 予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 最低制限価格を下回る入札をしたものは、その業務の再度入札に参加できない。

5 複数落札の制限

本入札は、類似業務であるため、1 者が複数の落札者となることはできないものとする。なお、落札した者は、以降の入札に参加している場合は、辞退届を提出すること。

6 入札方法

競争入札に付する件名ごとに告示 1 (4)に定める履行期間の総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金

競争入札に付する件名ごとに見積もった金額の 1 0 0 分の 5 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 6 6 号）第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。なお、免除の申請には、申請書及び契約書等の写しを提出すること。

(1) 提出書類

ア 入札保証金免除申請書

イ 入札保証保険契約書の写し、又は過去 2 年の間に国（公団を含む）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約書（2 回分）

(2) 入札保証金免除申請書等の提出先

告示 4(3)に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。）

(4) 提出期間

告示の日から令和 8 年 8 月 1 0 日（月）まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く午前 9 時から午後 4 時までとし、郵送の場合は、受付期間内必着とする。）

8 入札

提出書類

入札は、競争入札に付する件名ごとに所定の入札書をもって行うこと。入札書を封入する封筒については任意のものを使用し、宛名「さいたま市長」、入札件名さいたま市一般廃棄物（可燃物）収集運搬業務（西・大宮・北区）又は「さいたま市一般廃棄物（可燃物）収集運搬業務（岩槻区東地域）」及び入札者名を記入すること。入札提出書類は次のとおり。

(1) 委任状

(2) 入札書

9 入札の辞退

入札参加資格の確認の結果、入札参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者が事前に入札を辞退する場合は、入札辞退届を市に提出するものとする。持参又は郵送（書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。）期限は令和 8 年 8 月 2 4 日（月）まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く午前 9 時から午後 4 時までとし、郵送の場合は、受付期間内必着とする。）なお、入札を辞退した者が、これを理由として以後の競争入札において、不利益な取扱いを受けるものではない。

10 開札等

(1) 入札者又はその代理人は開札に立ち会うことができる。

(2) 入札は、競争入札に付する件名ごとに入札公告に示した開札日時、場所で行う。

(3) 開札に際し、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の入札者を落札候補者とする。また、開札時の落札決定は行わず、落札保留の取り扱いとする。なお、当該落札候補者に競争入札参加資格がないと認められたときは、次順位者を落札候補者として競争入札資格の確認を行う。

11 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

ア さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行う。

イ 入札価格が同値の場合は、当該者のくじ引きによって落札者を決定する。この場合において、当該入札参加者又はその代理人は、くじを引くことを辞退することができない。また、当該入札をした入札参加者又はその代理人が開札場にはいないときは、これに代って当該開札の執行立会人にくじを引かせるものとする。

(2) 開札に関する注意事項

ア 開札場には、入札参加者又はその代理人及び開札事務に係る職員以外の者は入場することができない。

イ 入札参加者又はその代理人は、開札開始時刻後においては、開札場に入場することができない。

ウ 入札参加者又はその代理人は、当該開札に参加する他の入札参加者の代理人となることはできない。

エ 入札参加者又はその代理人は、市が特にやむを得ない事情があると認めた場合以外は、開札終了まで開札場を退場することはできない。

オ 開札場において、次の各号の一つに該当するものは当該開札場から退場させる。

(ア) 公正な執行を妨げようとした者。

(イ) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者。

12 入札の無効

(1) さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(2) 先に開札した案件において落札者となった者がした入札は無効とする。

13 スライド条項の適用について

(1) 本案件は、「複数年にわたる業務委託契約におけるスライド条項（賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更）」を適用する契約です。

あらかじめ設定した賃金水準等に一定以上の変動がみられた場合に、2年目以降の契約金額を変更することができます。従って、2年目以降の賃金及び物価の変動を見込む必要はありません。

なお、スライド制度の詳細については、以下のさいたま市HPをご覧ください。

さいたま市HP <https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/001/p123848.html>

(2) 変更金額の算出方法等は、「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項に係る特記仕様書」に定めるとおりです。

(3) 落札者は、以下のとおり「契約金額内訳書」を提出してください。

ア 提出期限

落札者の決定を通知した日の翌日（休日を除く）から起算して7開庁日まで

イ 提出先

2(1)のとおり

14 その他

(1) 契約書作成に係る費用は、落札者の負担とする。

(2) 入札参加者は、本入札説明書及び参考規程類を熟読し、遵守すること。

(3) 仕様書の返却

ア 仕様書は入札時に持参し、落札者以外は返却すること。

イ 入札を希望しない場合には、入札日までに返却すること。

賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項

- 第 1 条 委託者又は受託者は、履行期間内で履行開始日の日から 1 2 月を経過した後
に日本国内における賃金水準及び物価水準の変動により契約金額が不適當となっ
たと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。
- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前業務委託料
(契約金額から当該請求時の履行済部分に相応する業務委託料を控除した額をい
う。以下この条において同じ) と変動後業務委託料(変動後の賃金及び物価を基礎
として算出した変動前業務委託料に相応する額をいう。以下この条において同じ)
との差額のうち変動前業務委託料の 100 分の 1 を超える額につき、契約金額の変更
に応じなければならない。なお、業務委託料の変更に係る算出方法は、別紙「賃金
及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 1 項に係る特記
仕様書」に定める。
- 3 変動前業務委託料及び変動後業務委託料は、請求のあった日の属する月の初日を
基準とし、賃金水準及び物価水準の変動率等に基づき委託者と受託者とが協議して
定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、
委託者が定め、受託者に通知する。
- 4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により契約金額の変更を行った後再度
行うことができる。この場合においては、同項中「履行開始日」とあるのは、「直
前のこの条に基づく契約金額変更の基準日」とする。
- 5 第 3 項の協議開始の日については、委託者が受注者の意見を聴いて定め、受注者
に通知しなければならない。ただし、委託者が第 1 項の請求を行った日又は受けた
日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を
定め、委託者に通知することができる。